

当社の作業所で**化学物質**を使用する**事業主**の皆様へ

安全労務課

現場に持込む材料に**下記のマーク**が**有りませんか？**

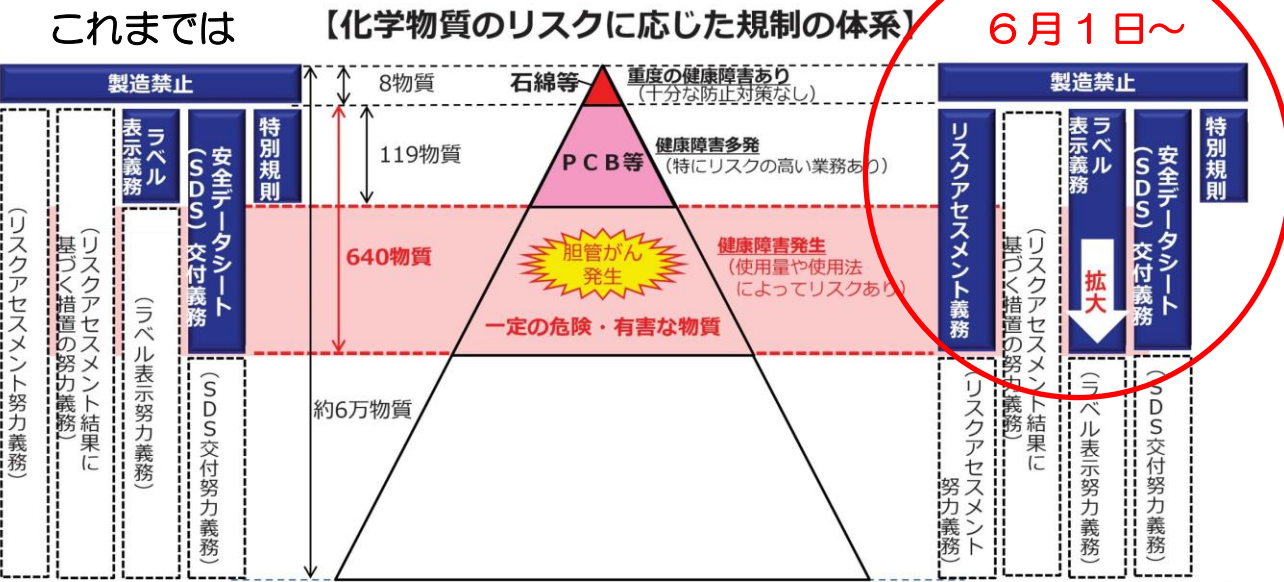
労働安全衛生法が改正となり、平成 28 年 6 月 1 日に施行されました。

化学物質の**リスクアセスメント**が**義務付け**られました。

<危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

【炎】 可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【肉上の炎】 支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】 高圧ガス	【どくろ】 急性毒性 (区分 1~3)
【感嘆符】 急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	【環境】 水生環境有害性	【健康有害性】 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

○ 特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策を強化する必要。
(胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の物質以外であった。)



現場で使用する材料に、上記のマークがあった時にしなければならぬ事は以下の通りです。

- 一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化
- ラベル表示義務の対象を拡大 ※併せて、表示事項（義務）から「成分」を削除

①**化学物質**の**リスクアセスメント**を行う（**義務付け**）

義務を負う者：現場で化学物質を使用する労働者の**事業主**

①-2 リスクアセスメントの結果による措置を作業員に周知（努力義務）

②**化学物質**の**ラベル表示**を行う（**義務付け**）

義務を負う者：現場で化学物質を使用する労働者の**事業主**

当社の作業所では、化学物質を使用する事業主の皆様以下を指導しています。

- ① リスクアセスメントを行った**文書をファイル**して**作業所休憩所に備える**こと。
- ② 化学物質を含んだ材料の容器等に記載された**ラベルを拡大コピー**して、**保管場所に掲示**すること。

こんなものにも化学物質が含まれています。



このような表記があったら該当します。